

平成28年度 国東市ごみ収集計画について

平成28年度の「国東市ごみ収集計画」において、古紙の分別品目を拡大します。古紙の分別方法の主な変更点などについて、説明します。

古紙の分別品目を拡大するのは

近年のごみリサイクル率の低下や、市民の皆さんの環境意識の高まりを受けて、平成28年4月から市内全域で「雑がみ」の分別回収を開始します。

これまででも古紙分別は、一部の品目(新聞紙(チラシ)、雑誌、ダンボール、飲料用紙パックの4種類)で実施してきましたが、それでも可燃ごみの中には、資源としてリサイクルできる紙類(雑がみ)がまだまだたくさん混ざっています。

雑がみの分別回収を推進することで、環境負荷が減り、有料指定ごみ袋の容量も有効に使うことができます。

これまで市で分別回収してきた新聞紙(チラシ)、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック以外で、分別すればリサイクルできる雑多な古紙*のことです。リサイクルに向かない紙類は雑がみに含まれません。

※雑がみの例 折り紙、紙箱(靴箱・ティッシュペーパーの箱・食品用ラップの箱)、紙袋、画用紙、カレンダー、コピー用紙、ダイレクトメール、手帳、トイレトペーパーやラップの芯、値札、ハガキ、パンフレット、紙ファイル(文具)、封筒、ポスター、メモ用紙 など

「雑がみ」とは

「雑がみ」の出し方は

透明のビニール袋(レジ袋も可)にまとめて入れて、お住まいの地区の古紙集積所(専用の小屋型集積所)に出してください。これまで回収してきた飲料用紙パックも、雑がみに含まれます。

※下記のイラストをご参照ください。
※新聞紙(チラシ)、雑誌、ダンボールの出し方は、これまでと変更ありません。

「雑がみ」を出す時の 注意点

下記のような場合は、可燃ごみとして出してください。無理をせずに、できる範囲でリサイクルにご協力をお願いします。

①汚れている、においがついている、特殊な加工がされている紙*の場合

※例 せっけん・線香・洗剤など、においの強い商品の紙箱、レシート、壁紙、紙コップ(紙皿)、圧着(特殊なりで接着された)ハガキ、複写伝票、ファックス用紙、キッチンペーパー、ティッシュ、牛乳びんのふた、写真(プリント用紙含む)、シュレッダーにかけた紙、アイロンプリント用紙、点字用紙、芳香紙 など(リサイクル古紙に混入した場合、再商品化した製品の品質に悪影響を及ぼすおそれがあります)

- ②リサイクル古紙として出してよいか分からない場合
- ③個人情報や紙以外の部分が取り除けない場合
- ④古紙集積所に出せない場合

可燃ごみ等の 収集について

ごみの収集日や分別方法などの情報をまとめた「平成28年度版ごみ収集計画表」(ごみ出しカレンダー)の配布を3月から開始します。各地区の収集日などの基本的な内容に加え、具体的なごみの分別方法やワンポイントについて掲載しています。

このカレンダーは(株)アークマウントコーポレーションと国東市による共同制作で、発行にかかる費用は広告料でまかないます。



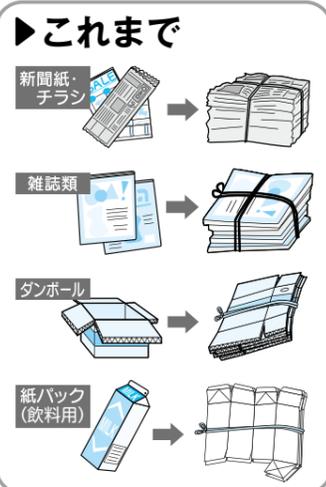
- ごみ収集計画表の広告・制作に関するお問い合わせは
お問い合わせは
(株)アークマウントコーポレーション ☎093-475-3939

- ごみ収集計画表の配布方法
 - 区長配布文書で全戸配布
 - 市役所(本庁・各総合支所)窓口で配布
 ※アパートの大家さんなどで、入居者への計画表の配布にご協力いただける場合は、まとまった数量を提供できますのでご相談ください。

- 問合せ ●環境衛生課 ☎0978-72-9001 ●国東市クリーンセンター ☎0978-74-0921

ごみ収集計画表の 主なポイント

- リサイクル回収する古紙の品目を拡大します。
- 地区ごとの収集日、ごみの分別方法、ごみ処理に関する料金は変更ありません。



分別回収の品目追加

